

出頭拒否に対する告発に関する動議

本議会は、地方自治法第100条第1項の規定により、諫早湾干拓事業における入植者選定に関する調査のため、平成24年2月23日（木）午前9時30分長崎市江戸町2番13号長崎県庁第1別館5階第3会議室で開催の「諫早湾干拓事業における入植者選定に関する調査特別委員会」に設立当時の株式会社T・G・F取締役である、田丸加代子証人及び谷川富貴証人に対し、証人として出頭を請求したところ、正当な理由がないのに出頭しないので、地方自治法第100条第9項の規定により、田丸加代子証人及び谷川富貴証人を告発する。

なお、告発にかかる必要な手続については、議長に一任する。